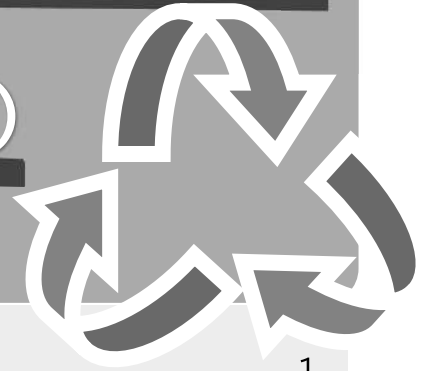


# 事業系廃棄物の適正処理と

## 減量・リサイクルの手引き



(令和7年度版)



### 【目次】

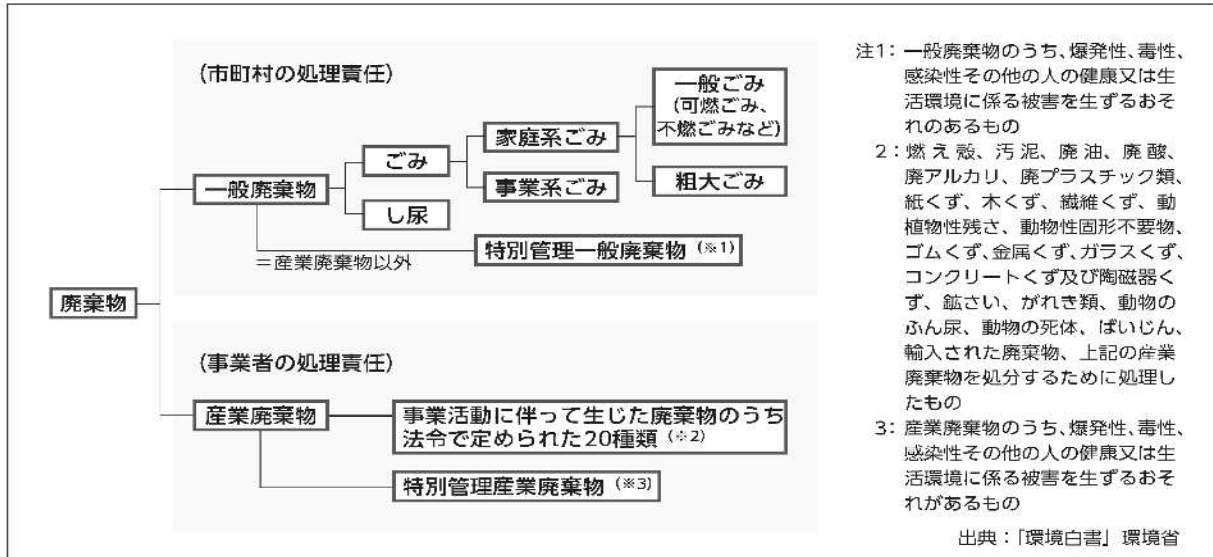
1. 一般廃棄物と産業廃棄物について .....	1
事業所から出る廃棄物の分類.....	1
産業廃棄物の種類と分別について .....	2
2. 恵庭市における事業系廃棄物の処理方法 .....	4
はじめに.....	4
恵庭市との契約の締結 .....	4
各ごみ処理施設共通の受入れ条件 .....	4
【ごみ処理場(最終処分場)】.....	5
【焼却施設】.....	5
【生ごみ・し尿処理場】.....	6
【リサイクルセンター】.....	6
ごみ処理施設へ搬入する際の事業系廃棄物の分別および搬入形態(受入基準) .....	7
ごみ処理施設の位置図 .....	8
ごみ処理施設への搬入方法.....	9
一般廃棄物収集運搬業許可業者・産業廃棄物収集運搬業許可業者 .....	9
口座振替手続き.....	9
産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度 .....	10
3. 民間の処理施設(一例).....	11
登録廃棄物再生事業者名簿一覧(石狩管内).....	12
4. 禁止事項 .....	13
5. 事業系廃棄物分別早見表 .....	14

# 1. 一般廃棄物と産業廃棄物について

## 事業所から出る廃棄物の分類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)では、廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区別され、「一般廃棄物」は家庭系と事業系に分類されます。また、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を及ぼす性状を有するものは、特別管理廃棄物に指定されます。

### ■ 廃棄物の区分



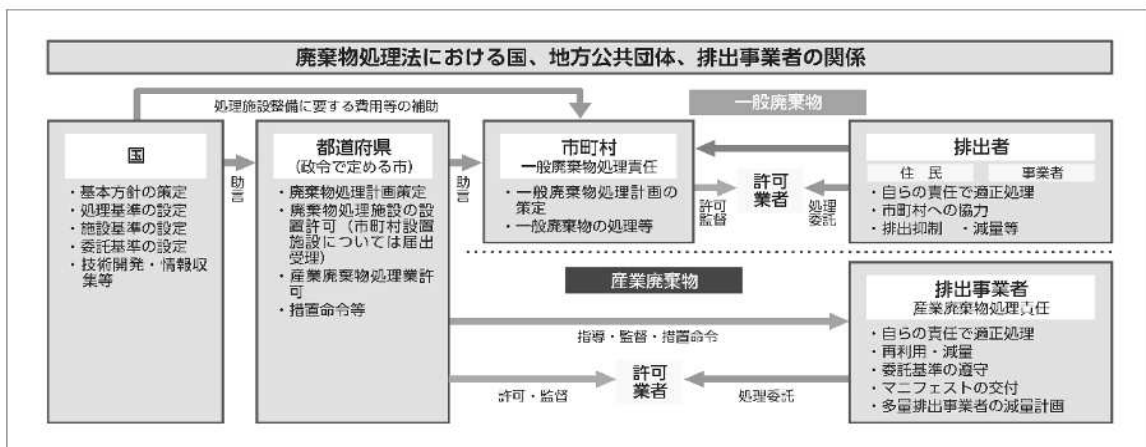
### 特別管理廃棄物

一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に分類され、より厳しい基準に従って処理しなければならないもの

営利を目的とするか否かによらず、全ての事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、次ページの20種類が産業廃棄物として法律で定められています。また、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と言います。

## 各主体の役割と責任分担

循環型社会の形成のためには、国、地方公共団体(都道府県、市町村)、事業者、国民等の多様な主体が、循環基本法で示されたそれぞれの役割を認識して3Rを推進していくとともに、廃棄物の処理に関しても、各主体が自身の責務を果たし、機能的に連携することで、適正処理を行う仕組みを構築・継続していくことが重要です。そのため、廃棄物処理法では、国、地方公共団体、排出事業者、排出者(国民)の廃棄物処理に関する責務を明確に定めています。



産業廃棄物の種類と分別について

区分	種類	具体的な例	区分	種類	具体的な例						
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻※ <sup>1</sup>	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす	※排出する業種が指定されているもの	⑬ <sup>②</sup> 木くず	建設業(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生する木くず、おがくず、バーク類等に限定 ※上記の業種以外から発生するものは一般廃棄物						
	②汚泥※ <sup>2</sup>	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物			⑭紙くず	建設業(範囲は木くずと同じ)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、および印刷物加工業からの発生する紙くず ※上記の業種以外から発生するものは一般廃棄物					
	③廃油	グリス(潤滑油)、大豆油など鉱物性、動植物性を問わず、すべての廃油				⑮繊維くず	建設業(範囲は木くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から発生する天然繊維くずに限定 ※上記の業種以外から発生するものは一般廃棄物				
	④廃酸	廃写真定着液など、有機性、無機性を問わず、全ての酸性廃油					⑯動植物固形物	と畜場で解体等をした獣畜、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物			
	⑤廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など有機性、無機性を問わず全てのアルカリ性廃液						⑰動植物性残渣	食料品、医薬品、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る不要物 魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど		
	⑥廃プラスチック	発泡スチロール、合成繊維くずなど、固形液状すべての合成高分子系化合物(合成ゴム含む)							⑱動物の死体	畜産農場から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体	
	⑦ゴムくず	天然ゴムくず(注:合成ゴムは廃プラスチック)								⑳汚泥のコンクリート固形化物など	①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので①～⑱に該当しないもの
	⑧金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属の研磨くず、切削くず									
	⑨ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなど、コンクリート製品製造工程からのコンクリートくずなど									
	⑩鉱さい	鑄物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど									
	⑪がれき類	工作物の新築、改築、除去により生じたコンクリート破片、レンガ破片など									
	⑫ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん									
	⑬ <sup>①</sup> 木くず	貨物の流通のために使用したパレット(貨物の積付け・梱包用の木材含む)									

■色がついている種類は恵庭市内で発生したものに限り恵庭市のごみ処理施設で受け入れ可能です。

分別については次のページを参照してください。

※1 ばいじんを含む燃え殻は受け入れ不可。また、その他の燃え殻等はダイオキシン類の量が1gにつき3ngを超えないもののみ受け入れとなるため、検査機関での測定結果の提示が必要です。

※2 汚泥の搬入は事前調整を要します。

	具体例	分別	注 意 事項	市施設での受け入れ
事業系一般廃棄物	紙くずや書類ごみ、天然繊維の衣類(⑭・⑮を除く) 弁当の殻やお菓子の袋(個人消費のものに限る)	可燃		焼却施設
	刈草・木・木材(長辺が 40cm 未満)(⑬を除く)	可燃	※1	焼却施設
	刈草・木・木材(長辺が 40cm 以上 2m 未満)(⑬を除く)	不燃	※1	ごみ処理場
	飲食店や事務所などから出る 15cm 未満の残飯(⑯・⑰を除く)	生ごみ		生ごみ・し尿処理場
	びん・缶・ペットボトル(個人消費のものに限る) ダンボール・新聞チラシ・本雑誌・紙パック・シュレッダー紙	資源物		リサイクルセンター
産業廃棄物	① 燃え殻(活性炭、焼却炉の残灰など)	不燃	※2	ごみ処理場
	② 汚泥(排水処理の汚泥、建設汚泥など)	不燃	※3	ごみ処理場
	③ 廃油	×		受入不可
	④ 廃酸	×		受入不可
	⑤ 廃アルカリ	×		受入不可
	⑥ <b>★</b> 廃プラスチック(長辺が 40cm 未満) <b>■</b> 廃プラスチック(長辺が 40cm 以上 2m 未満) (発泡スチロール、合成繊維くず、合成ゴム、プラスチック類、ビニール類)	<b>★</b> 可燃 <b>■</b> 不燃		<b>★</b> 焼却施設 <b>■</b> ごみ処理
	⑦ ゴムくず(天然ゴムくず)	×		受入不可
	⑧ 金属くず(鉄くず、アルミくずなど)	不燃		ごみ処理場
	⑨ ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	不燃		ごみ処理場
	⑩ 鋳さい(鋳物砂、各種溶鋳炉かすなど)	×		受入不可
	⑪ がれき類(コンクリート破片、レンガ破片など)	不燃	※1	ごみ処理場
	⑫ ばいじん	×		受入不可
	⑬ <b>★</b> 木くず(長辺が 40cm 未満) <b>■</b> 木くず(長辺が 40cm 以上 2m 未満) (建設業、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業、貨物流通のために使用したパレットから発生したのものに限る。 <u>それ以外から発生する物は一般廃棄物</u> )	<b>★</b> 可燃 <b>■</b> 不燃	※1	<b>★</b> 焼却施設 <b>■</b> ごみ処理
	⑭ <b>★</b> 紙くず(長辺が 40cm 未満) <b>■</b> 紙くず(長辺が 40cm 以上 2m 未満) (建設業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から発生したのものに限る。 <u>それ以外から発生する物は一般廃棄物</u> )	<b>★</b> 可燃 <b>■</b> 不燃		<b>★</b> 焼却施設 <b>■</b> ごみ処理
	⑮ <b>★</b> 繊維くず(長辺が 40cm 未満) <b>■</b> 繊維くず(長辺が 40cm 以上 2m 未満) (建設業、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から発生したのものに限る。 <u>それ以外から発生する物は一般廃棄物</u> )	<b>★</b> 可燃 <b>■</b> 不燃		<b>★</b> 焼却施設 <b>■</b> ごみ処理
	⑯ 動植物固形物(と畜場で解体等をした獣畜など)	×		受入不可
	⑰ 動植物性残渣(食料品、医薬品、香料製造業で原料として使用した動植物に係る不要物)	×		受入不可
	⑱ 動物のふん	×		受入不可
	⑲ 動物の死体(畜産農場から排泄されるもの)	×		受入不可
	⑳ 汚泥のコンクリート固形物など(①～⑨を処分するために処理したもので①～⑨に該当しないもの)	×		受入不可

※1 リサイクル可能なものは受け入れません。民間の処理施設へ搬入して下さい。(11P 参照)

※2 ばいじんを含む燃え殻は受け入れ不可。また、その他の燃え殻等はダイオキシン類の量が 1g につき 3ng を超えないもののみ受け入れとなるため、検査機関での測定結果の提示が必要です。

※3 汚泥の搬入は事前調整を要します。

## 2. 恵庭市における事業系廃棄物の処理方法

### はじめに

事業活動に伴い排出される廃棄物は、「事業者自らの責任において処理しなければならない」と廃棄物処理法で定められていますが、全ての廃棄物を事業者自らで適正処理するのは困難なことから、恵庭市内で発生した再使用・再資源化等が出来ない廃棄物に限り、市の施設で処理を行っております。

そのため、本市施設で処理を行う場合は、本市の分別・排出・搬入ルールを守っていただきます。

また、市では事業系廃棄物の収集は行っていないため、事業者は自ら運搬するか収集運搬業許可を持った事業者に委託して処理を行っていただく必要があります。

### 《恵庭市のごみ処理施設における「ごみ種別」と「搬入先」》

ごみ種別	搬入先
事業系一般廃棄物（可燃）	焼却施設
事業系一般廃棄物（不燃）	ごみ処理場
事業系一般廃棄物（生ごみ）	生ごみ・し尿処理場
事業系一般廃棄物（資源物）	リサイクルセンター
産業廃棄物（可燃）	焼却施設
産業廃棄物（不燃）	ごみ処理場

### 恵庭市との契約の締結

恵庭市のごみ処理施設にごみを自ら搬入する事業者のほか、収集運搬業者にごみ収集を委託している事業者も収集運搬業者を通して恵庭市のごみ処理施設にごみが搬入される場合（ほとんどの場合、恵庭市のごみ処理施設に搬入されています）は、恵庭市と「産業廃棄物及び事業系一般廃棄物処理委託契約書」を締結する必要があります。契約を締結していない事業者は恵庭市のごみ処理施設へのごみの搬入は行えません。

#### ■契約書の様式の入手方法

- ・市のホームページからダウンロード
- ・恵庭市役所廃棄物管理課（本庁舎 2 階 22 番窓口）で配布

### 各ごみ処理施設共通の受入れ条件

- 搬入は全長 7m 以下・車幅 3m 以下・高さ 4m（ごみ処理場は 3.8m）以下のすべてを満たす大きさの車両で行ってください。上記を超える大きさの車両で搬入する場合は、別途協議を要し、搬入条件を設けることや、搬入をお断りすることがあります。
- 搬入時は場内の係員の指示に従って所定の捨て場に搬入して下さい。
- 「受け入れるごみ種別」は 3P を参照してください。
- 資源化、リサイクル等ができないもののみ受け入れます。
- その他、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例により指定した適正処理困難物及び別に定める受入基準に適合しないものは受け入れしません。

#### 受入れしない事業系廃棄物の具体例

ソーラーパネル、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコンディショナー、PC モニター、タイヤ、自動車、スクーター、オートバイ、バッテリー、電池、蛍光灯、LED、LP ガスボンベ、廃油、廃酸、塗料、化学薬品、農薬、医療品、注射器、注射針、土、石、アスファルト、石膏ボード、消火器、動物の死体、パチンコ遊戯台（回胴式遊戯機含む）、ヒ素化合物・防腐剤を含むもの、リサイクル可能なもの等

## ごみ処理場（最終処分場）

搬入できるもの	処分手数料	所在地	開場日時	休日
事業系 一般廃棄物(不燃)	380円/10kg (消費税込)	盤尻 255-4	【月～金】 9:00～17:00 【土】 9:00～12:00	土曜日午後、日曜日 及び 12月31日～1月3日
産業廃棄物(不燃)	510円/10kg (消費税込) + 10円/10kg (循環税)			

※産業廃棄物を搬入した場合、別途循環資源利用促進税(10円/10kg:北海道税)がかかります。

- 入場からごみの廃棄までに時間を要するので、月～金は16:30まで、土曜日は11:30までの入場を、冬場は日没前の搬入にご協力ください。
- 可燃性であっても長辺を40cm未満にできないものはごみ処理場で受け入れません。
- 長辺の長さは2m未満にしてください。(2m以上の場合は受入れできません)
- 袋、フレコン、コンテナ等で搬入する場合は、搬入者が中身を出してください。  
(係員はごみ排出の補助を行いません)
- 金属の塊は袋等には入れずに、バラ積みし、係員に指示された場所に置いてください。

## 焼却施設

搬入できるもの	処分手数料	所在地	開場日時	休日
事業系 一般廃棄物(可燃)	240円/10kg (消費税込)	中島松 461-1	【月～金】 8:45～17:00 【土、12/31】 8:45～12:00	土曜日午後、 12月31日午後、 日曜日及び 1月1日～1月3日
産業廃棄物(可燃)	400円/10kg (消費税込)			

- 不燃素材(金属など)と可燃素材(プラスチックなど)の混合素材は計量(搬入)前に不燃素材を除去してください。金属が入ると炉を緊急停止しなければならず、焼却処理が出来なくなります。  
(除去できない場合は産業廃棄物(不燃)としてごみ処理場に搬入をお願いします。)
- 1個あたりの大きさを縦横高さ全て40cm未満にしてください。
- 袋に入れたまま処分する場合は、60L以内の中身の見える袋で搬入してください。(市指定袋はありません。)
- フレコンやコンテナなど中身が見えない状態で搬入する場合は、中身が分かるように搬入者がダンピングボックスに中身を空けてください。(係員はごみ排出の補助を行いません)
- ロープ・紐状のものは2m未満の長さに切断してください。  
(2m未満に切断できないものは一般廃棄物(不燃)または産業廃棄物(不燃)としてごみ処理場に搬入をお願いします。)
- 塩ビ管は、施設の安定的な稼働に影響が生じるため、大きさにかかわらず全て産業廃棄物(不燃)としてごみ処理場で受入します。
- 産業廃棄物を搬入した場合、循環資源利用促進税相当分(北海道税)は処分手数料に含まれます。
- 朱肉や朱漆を使用した製品は、水銀が含まれる(可能性がある)ため不燃物としてごみ処理場で受入します。
- 搬入されたごみに不燃物が混入していないかを調べる「展開検査」を定期的を実施します。検査は短時間で終了しますので、ご協力をお願いします。
- 搬入の際はシャッターが完全に上がりきってから車両を移動してください。
- 構内の車両運行は、安全のため構内標識を遵守してください。

## 生ごみ・し尿処理場

搬入できるもの	処分手数料	所在地	開場日時	休日
事業系 一般廃棄物(生ごみ)	110円/10kg (消費税込)	中島松 460-1	【月～金】 8:45～16:00 【土、12/31】 8:45～12:00	土曜日午後、 12月31日午後、 日曜日及び 1月1日～1月3日

- バイオガス化処理できない卵の殻、貝殻、とうもろこしの皮、たけのこの皮、その他処理施設の機能に支障が生じるものは受入しませんので、焼却施設へ搬入して下さい。(一般廃棄物可燃)
- 2P の⑯や⑰に該当するもの(産業廃棄物)は、市の施設では受入れできませんので、民間の処理施設へ搬入してください。
- 生ごみは1個あたりの大きさを15cm未満にしてください。(15cm以上のものは焼却施設へ搬入)
- 袋に入れるなど、搬入時は汚水等が飛散しないようにしてください。(60L以内の透明な袋を使用してください。)※米袋・肥料袋などの厚い袋は使用しないでください。
- 同一種類かつ多量な生ごみを搬入する場合は事前に市の担当窓口へ相談してください。
- 凍結した生ごみは受入れできません。
- 水切りを十分に行ってください。
- 大型水切りネット・玉ねぎネットは使用しないでください。
- とうもろこしの芯は60L袋2袋以上の場合、市の担当窓口へ相談してください。
- もちは大量の場合、市の担当窓口へ相談してください。
- 牛・豚の骨は15cm未満であっても大量の場合、市の担当窓口へ相談してください。
- 搬入の際はシャッターが完全に上がりきってから車両を移動してください。

## リサイクルセンター

搬入できるもの	処分手数料	所在地	開場日時	休日
事業系一般廃棄物(資源物)	120円/10kg (消費税込)	島松沢 131-8	【月～金】 9:00～17:00 【土】 9:00～12:00	土曜日午後、 日曜日及び 12月31日 ～1月3日
① 白(無色透明の)びん				
② 茶(茶色の)びん				
③ その他びん (無色透明・茶色以外の色のびん)				
④ アルミ缶・スチール缶				
⑤ ペットボトル				
⑥ 紙パック				
⑦ シュレッダー				
⑧ ダンボール				
⑨ 新聞・チラシ				
⑩ 雑誌・本				

- 産業廃棄物となる事業活動から生じる①～③びん、④アルミ缶・スチール缶、⑤ペットボトルは受入れできません。(従業員の個人消費等、一般廃棄物のものに限り受入れします)
- ①～③びん、⑤ペットボトルは、令和5年4月1日から受入れしています。
- 搬入時は①～⑩の10区分に分別し、①～⑤は60L以内の透明な袋に入れ、⑥～⑩は紐でしばって搬入してください。
- 著しく汚れているものは受入れできません。
- びんは①白びん(無色透明のびん)②茶びん(茶色のびん)③その他びん(透明・茶色以外の色のびん)に

分別してください。(耐熱ガラス等はびんではなく不燃として排出してください。)

■①～③びん、④アルミ缶・スチール缶、⑤ペットボトルは、中身を洗浄してください。

■①～③びん、⑤ペットボトルは、簡単に外せるキャップ・ラベルは外した状態で搬入してください。(キャップ・ラベルは適正に分別をお願いします。)

■①～③びんは割れていないものを搬入して下さい。

■⑥紙パックは、下記の2点を遵守してください。

・紙パックを展開した(開いた)状態で搬入すること。

・プラスチック製の注ぎ口が付いている場合は取り外すこと。(紙パックにそのままリサイクルできると書いてある場合を含む)

### ごみ処理施設へ搬入する際の事業系廃棄物の分別および搬入形態(受入基準)

ごみ処理施設へ搬入する際、次の5種類に分別を行った上で搬入していただくことが必要です。

① 一廃可燃 : 1個 40cm 角未満(※1) で100%可燃性素材の一般廃棄物  
個人消費(※1)により発生する可燃性のもの

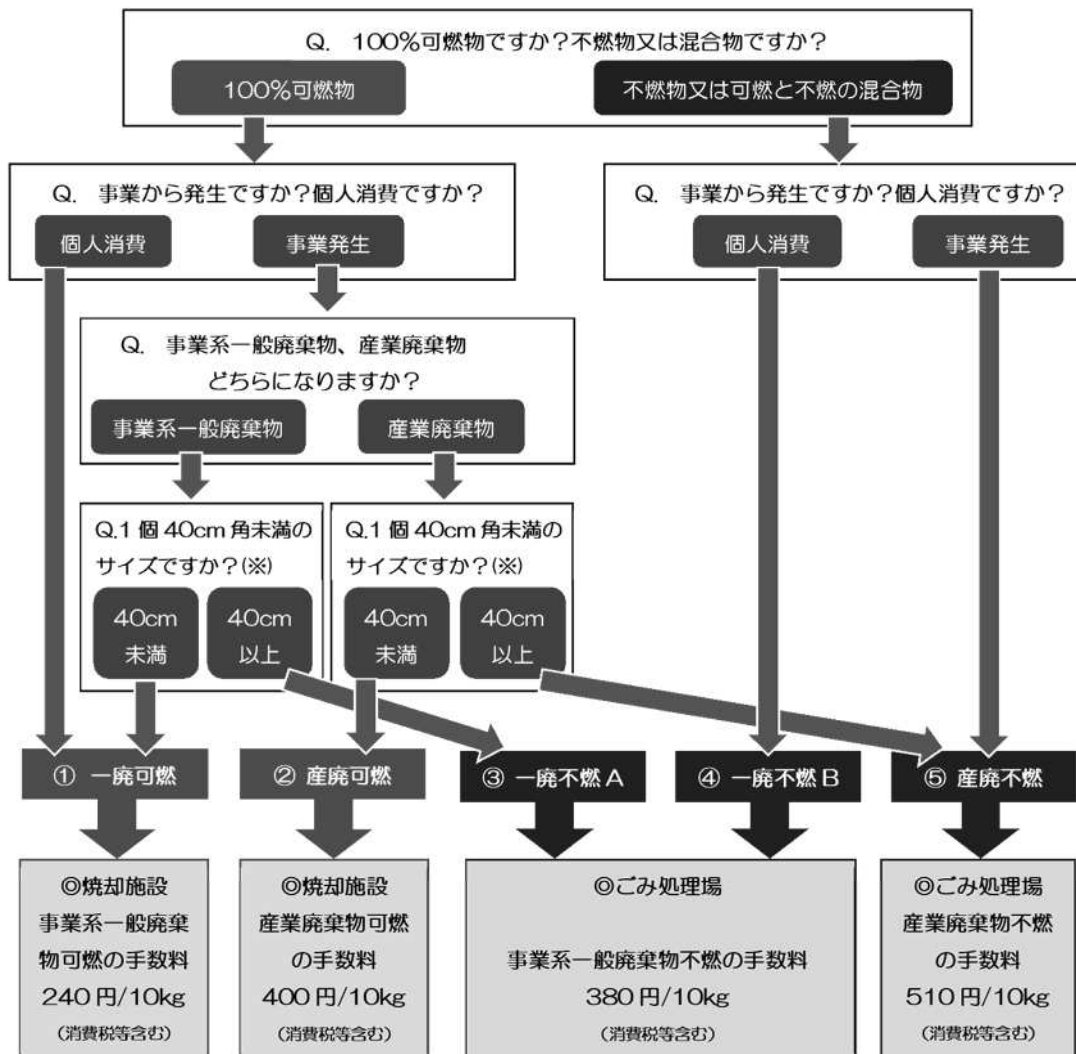
※1 従業員が個人で購入して事業所に持ち込んで消費した弁当がらや飲料容器

② 産廃可燃 : 1個 40cm 角未満(※2) で100%可燃性素材の産業廃棄物  
※2 ロープ・紐は切断後の状態で全長 2m未満(一廃・産廃共通)まで可

③ 一廃不燃A : 100%可燃性素材であるが40cm角未満にできない一般廃棄物

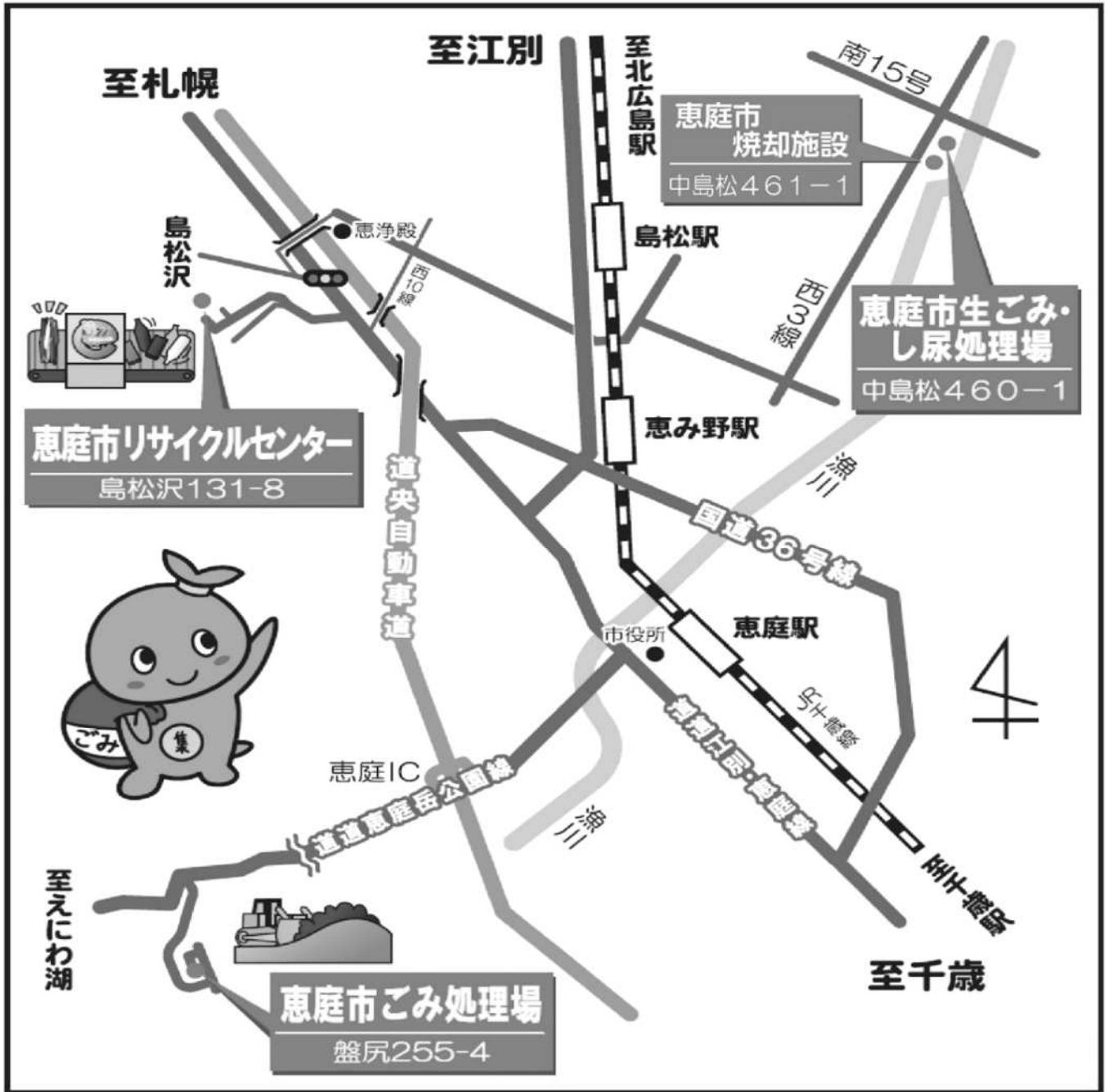
④ 一廃不燃B : 個人消費(※1)により発生する不燃性または可燃と不燃の混合の一般廃棄物

⑤ 産廃不燃 : 金属・ガラス・陶磁器・コンクリート・がれき類等との混合物、又は100%可燃性素材であるが40cm角未満にできない産業廃棄物、塩ビ管

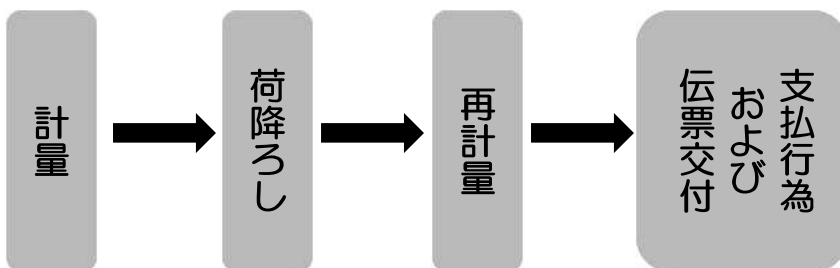


※ロープ・紐は切断後の状態で全長 2m未満  
※塩ビ管は大きさにかかわらず不燃

別途道税(循環税)  
10円/10kgが必要



《ごみ処理施設における処理の流れ(各施設共通)》



## ごみ処理施設への搬入方法

### ▼自らの処理施設へ搬入する(自己搬入)

- 処分手数料は原則、各施設の窓口での現金払いとなります。ただし、長期間継続して搬入を行う場合は口座振替も可能です。希望する場合は金融機関への手続きが必要となります。(下記参照)

### ▼収集運搬業許可業者に処理施設への搬入を委託する

- 廃棄物の収集運搬は許可を持っている業者にしか委託できません。
- 一般廃棄物と産業廃棄物では収集運搬の許可が異なりますので、廃棄物の種類に応じて委託先を検討してください。
- 処分手数料の請求は、原則収集運搬業許可業者へ行いますので、排出事業者は運搬手数料と処分手数料を合わせて収集運搬業許可業者へお支払いください。(市に直接手数料を支払う必要はありません)

## 一般廃棄物収集運搬業許可業者・産業廃棄物収集運搬業許可業者

### 一般廃棄物収集運搬業許可業者(恵庭市許可)

●(株)恵庭クリーンサービス	32-1122	●(有)野田容器	33-3570
●(社)恵庭市パ-人材セ-	34-0311	●(有)荷興物流	33-5525
●(有)恵庭清掃社	34-5288	●リサイクルファクトリー(株)	29-2030
●嘉屋興業(株)	33-5069	●北海道建設サービス(株)	32-0358

### 産業廃棄物収集運搬業許可業者(北海道許可)

道庁ホームページの『北海道産業廃棄物処理事業者名簿』にて確認ください。

北海道環境生活部環境局 循環型社会推進課  
札幌市中央区北3条西6丁目本庁舎 12F TEL(011)204-5199

## 口座振替手続き

処分手数料は原則、各施設の窓口での現金払いとなりますが、手続きをすることで口座振替での手数料支払いが可能になります。

- 廃棄物管理課窓口で『口座振替依頼書』を受け取り、必要事項を記入のうえ、金融機関に提出してください。
- 排出事業者名義の口座振替としてください。
- 既存の登録口座から、金融機関や口座番号等を変更する場合も『口座振替依頼書』を金融機関に提出する必要があります。
- 口座振替での支払いは搬入日による月締めとし、翌月25日(振替日が休日の場合は翌営業日)を引落日とします。
  - ※ 金融機関の手続きが完了するまでは現金での支払いとなります。
  - ※ 収集運搬許可業者による搬入の場合は、収集運搬許可業者へ手数料を請求しますので口座振替手続きは不要です。

### 【対応している金融機関】

北洋銀行の本・支店、北海道銀行の本・支店、北海道信用金庫の本・支店、北央信用組合の本・支店、北海道労働金庫の本・支店、JA道央の本・支店

## 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度

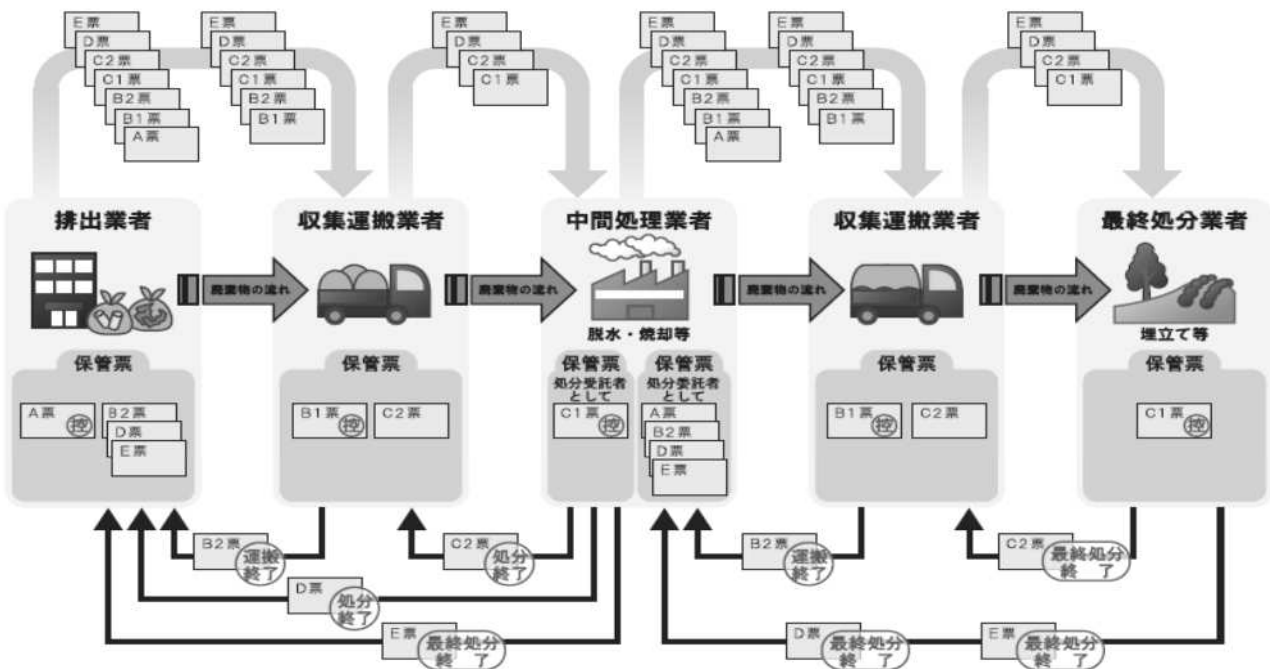
廃棄物処理法により、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付が義務付けられています。産業廃棄物を運搬、処分した業者名などを記入し、業者から業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡し、処理の流れを確認する制度です。

マニフェストは委託する度に、また、委託する廃棄物の品目毎に交付する必要があります。ただし、自治体が運営する処理施設である恵庭市ごみ処理場および焼却施設においては、自己搬入の場合、マニフェストの交付は必須ではありません。

- ※ マニフェストの交付があった場合は、通常どおり処理します。
- ※ 恵庭市ごみ処理場および焼却施設では恵庭市内で発生した産業廃棄物のみを受け入れているため、市外事業者が恵庭市ごみ処理場及び焼却施設へ廃棄物を搬入する場合には、排出事業場確認のためにマニフェストの交付をお願いします。

- マニフェストの購入先  
公益社団法人 北海道産業資源循環協会(Tel 011-241-7611 FAX 011-241-7612)
- マニフェストについての問い合わせ  
石狩振興局保健環境部環境生活課(Tel 011-204-5823 内線 34-373)

## 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の流れ



### 3. 民間の処理施設（一例）

注)搬入前に搬入方法や料金等を各社にご確認ください。

クリーン産業（株） 恵庭市盤尻 49-1（処理場） TEL：0123-34-1259（本社）

- 木くず(廃材)・剪定枝(木) ■刈草
- 石膏ボード ■がれき類(コンクリート、モルタル、ブロック、レンガ等)など

注)木くず・剪定枝・刈り草についてはクリーン産業に自分で持ち込みできること。

恵庭マテリアル（株） 恵庭市戸磯 345-10 TEL：0123-34-3399

- ダンボール ■新聞・チラシ ■雑紙類 ■金属くず

金本商店 恵庭市恵南 24-388 TEL：0123-33-6021

- 金属くず

野村興産（株） 札幌営業所 TEL：011-210-5922

- 廃電池(乾電池・ボタン電池・充電電池・リチウムイオン電池) ■蛍光管・LED

日野金属産業株式会社 恵庭市戸磯 584 番地 TEL：0123-25-5859

- 携帯電話等無線通信機器器具 ■電気音響機械器具 ■ラジオ ■パソコン
- 磁気ディスク装置 ■電子辞書 ■ヘルスメーター、電子血圧計、歩数計 ■電気カミソリ
- ゲーム機 ■バッテリー、モバイルバッテリー、電子タバコ ■SD カード、USB メモリ
- コード類 ■デジタルカメラ・DVD レコーダ

(有) ムゲン恵庭営業所 恵庭市桜森 3-6 TEL:0123-32-2695

- テレビ ■冷蔵庫・冷凍庫 ■洗濯機・衣類乾燥機 ■エアコン

パソコン 3R 推進協会 TEL：03-5282-7685

- パソコン ■パソコンモニター

リネットジャパン TEL：0570-085-033

- パソコン ■タブレット PC
- パソコンと一緒に回収可能な品目
- 液晶モニター ■キーボード ■マウス ■タブレット ■AC アダプタ ■スマートフォン

リサイクルファクトリー（株） 千歳市中央 690-1 TEL：0123-29-2030

- すきとり物

注)すきとり物は千歳市に「区域外搬出」を行うので、必ず恵庭市に事前相談をしてください。

注)事前に恵庭市に搬入計画書の提出が必要です。千歳市との協議を行いますので、10日  
の日程を要します。

注)搬入後は速やかな搬入報告書の提出が必要です。

注)搬入前に搬入方法や料金等についてリサイクルファクトリー(株)にご確認ください。

## 区域外搬出について

一般廃棄物については自区内処理が原則となっているため、市外の再資源化処理施設への搬入を行うには、搬入先の自治体との事前協議が必要となります。そのため、一般廃棄物を他市町村へ搬入される前に、廃棄物管理課(0123-33-3131 内線 1132・1137・1138)へご相談ください。

### 登録廃棄物再生事業者名簿一覧(石狩管内)

北海道では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 20 条の2第1項に基づいて、廃棄物(古紙、金属くず、空き瓶、古繊維、その他の廃棄物(産業廃棄物を含む))の再生を業として営んでいる事業者を「廃棄物再生事業者」として登録しています。

### 登録廃棄物再生事業者名簿 (石狩管内)

札幌市	豊平区旭町5丁目1-9	国本商店		(011)811-8579	金属くず
札幌市	東区東雁来町394番地	北昭興業株式会社	札幌事業所	(011)791-5051	古紙
札幌市	白石区南郷通21丁目南4番1号	内堀金属株式会社		(011)861-3636	金属くず
札幌市	東区北丘珠4条3丁目8-6	栗原紙材(株)	札幌事業所	(011)785-1110	古紙
札幌市	白石区東米里2032番地12	株式会社マテック	札幌支店	(011)873-0808	金属くず、空き瓶
札幌市	手稲区西宮の沢2条2丁目4番12	株式会社丸升増田本店	札幌西支店	(011)664-5278	古紙
札幌市	白石区平和通11丁目北60番	株式会社丸升増田本店	札幌平和通支店	(011)864-0311	古紙
札幌市	白石区菊水5条3丁目1番3号	小笠原金属株式会社		(011)821-0077	金属くず
札幌市	西区発寒8条5丁目1番1号	王子山室古紙センター株式会社		(011)663-3636	古紙
札幌市	中央区大通東9丁目1番地	株式会社古山商店	本店	(011)231-5500	空き瓶
札幌市	白石区中央区2条5丁目16	株式会社古山商店	白石工場	(011)861-3458	古紙、金属くず、古繊維
札幌市	白石区菊水上町1条4丁目201	株式会社大沼		(011)811-8851	空き瓶
札幌市	西区発寒10条12丁目1058-3	札幌第一清掃株式会社		(011)611-9291	廃発泡スチロール
札幌市	清田区清田1条3丁目7番14号	株式会社もっかいトラスト	清田営業所	(011)882-7761	古紙
札幌市	北区新川1条6丁目	株式会社もっかいトラスト	新川営業所	(011)763-3101	古紙
札幌市	白石区菊水上町1条4丁目202番地11	株式会社もっかいトラスト	菊水営業所	(011)841-4660	古紙
札幌市	西区発寒15条13丁目3番1号	株式会社鈴木商会	札幌西事業所	(011)662-2211	金属くず
札幌市	東区東雁来町262番地	株式会社鈴木商会	札幌東事業所	(011)875-3540	金属くず
札幌市	白石区北郷2357番地10	有限会社ひがしリサイクルサービス		(011)873-7770	古紙、金属くず、空き瓶
札幌市	東区北丘珠5条4丁目5番7号	北清商事株式会社		(011)791-0131	古紙
札幌市	白石区中央2条4丁目8-1	株式会社藤川紙業	札幌支店	(011)811-9538	古紙
札幌市	北区新川4条20丁目1-9	北昭興業株式会社	新川営業所	(011)769-3000	古紙
札幌市	東区東雁来5条1丁目90番22号	井尾ガラス株式会社	札幌工場	(011)781-0545	ガラスくず
札幌市	清田区平岡1条2丁目12-17	エコフィジジャパン株式会社	本社工場	(011)886-2610	古紙
札幌市	東区中沼町45番地23	株式会社公清企業	エコパーク	(011)792-3770	廃油、汚泥(建設汚泥に限る)
札幌市	東区東雁来6条2丁目3-45	株式会社こんの	札幌営業所	(011)784-6130	古紙
札幌市	東区北丘珠3条4丁目1番5号	北清企業株式会社	北清リサイクルファクトリー	(011)791-1101	廃石膏ボード
札幌市	西区発寒6条14丁目6番1号	株式会社イーアンドエム		(011)213-9103	金属くず、空き瓶、古紙
江別市	角山64番地	有限会社豊栄	角山営業所	(011)385-1567	金属くず、廃プラスチック類
江別市	工業町21番地の13	有限会社最上商店	工場鉄材センター	(011)382-4305	金属くず
江別市	東野幌704番2	株式会社西武総業		(011)855-4965	がれき類、木くず
江別市	工業町21-5	株式会社もっかいトラスト	江別営業所	(011)384-0745	古紙
江別市	工業町21-2	株式会社ジェービー北海	江別事業所	(011)221-2588	古紙
江別市	工業町11番4	井尾ガラス株式会社	江別工場	(011)383-3565	ガラスくず、空き瓶
江別市	角山425番地16	株式会社日江金属	リサイクルセンター	(011)385-0011	空き缶
千歳市	上長都1130番地16	株式会社マテック	千歳支店	(0123)27-0808	古紙、金属くず、空き瓶
恵庭市	戸磯345番10、347番3	恵庭マテリアル		(0123)34-3399	古紙、金属くず
北広島市	輪厚681番地14	丸吉金属株式会社		(011)377-6397	金属くず
北広島市	北の里70番3	株式会社丸升増田本店	北広島エコファクトリー	(011)823-5865	古紙
北広島市	大曲519番地4、526番地6、7、525番地2、3	株式会社新生ゴム		(011)377-4194	廃タイヤ
北広島市	輪厚679-7	株式会社鈴木商会	北海道支店	(011)378-4563	金属くず
北広島市	大曲工業団地六丁目1番32号	株式会社もっかいトラスト	大曲リサイクルセンター	(011)370-5155	古紙、固形燃料(RPF)
石狩市	新港中央3丁目750番地7	株式会社鈴木商会	石狩事業所	(0133)64-1877	金属くず
石狩市	新港南1丁目22の16	株式会社マテック	石狩支店	(0133)60-2000	金属くず、空き瓶
石狩市	新港南1丁目28番地18	有限会社空缶リサイクルシステム		(0133)64-9788	空き缶
石狩市	石狩市新港南3丁目701番17	株式会社ミチウエ		(0133)77-6230	金属くず

制度、登録業者の詳細は北海道にお問い合わせ下さい。

北海道環境保全局循環型社会推進課ホームページにも掲載されています。

## 4. 禁止事項

廃棄物処理法では、許可等のない焼却や埋立を禁止しています。

違反した場合は罰せられますので**絶対に**許可等なく自家処理を行わないでください。

### -----投棄禁止違反-----

廃棄物をみだりに捨てた者若しくは未遂の者

※廃棄物処理法第16条、第25条第1項第14号、第25条  
第2項

※5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこれらが  
併科され、法人の場合は3億円以下の罰金が科せられます。



### -----廃棄物焼却違反-----

処理基準に違反して廃棄物を焼却した者若しくは未遂の者

※廃棄物処理法第16条の2、第25条第1項第15号、第25条  
第2項

※5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこれらが  
併科され、法人の場合は3億円以下の罰金が科せられます。



## 参 考

### -----廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和46年9月24日施行)-----

(投棄の禁止)

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

## 5. 事業系廃棄物分別早見表

- ごみの分別区分はごみの素材や大きさによって決まります。実際のごみの素材や大きさによってはこの表に記載している分別とは異なる場合があります。
- 処理施設の状況や社会情勢等の影響により受入停止や処理方法を変更する事もございますので、詳しくはお問合せください。
- 各施設での受け入れ条件については 4P～7P を参照してください。

### <凡例>

搬入先	
標記	名称
埋立	ごみ処理場
焼却	焼却施設
リサ	リサイクルセンター
生	生ごみ・し尿処理場
不可	受入不可

産業廃棄物の種類	
標記	内容
燃	燃え殻
汚	汚泥
油	廃油
酸	廃酸
アル	廃アルカリ
プラ	廃プラ
ゴム	ゴムくず
金属	金属くず
ガラ	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
鋳	鋳さい
がれき	がれき類
ばいじん	ばいじん
木	木くず
紙	紙くず
繊維	繊維くず
動植固	動植物固形物
動植残	動植物性残渣
ふん	動物のふん尿
死体	動物の死体

分別区分	
標記	内容
一廃可燃	1個あたり40cm角未満で100%可燃性素材の事業系一般廃棄物 ・個人消費により発生する廃プラスチック等の事業系一般廃棄物
産廃可燃	1個あたり40cm角未満で100%可燃性素材の産業廃棄物
一廃不燃	・100%可燃性素材であるが40cm角未満にできない事業系一般廃棄物 ・個人消費により発生する金属・ガラス等の事業系一般廃棄物
産廃不燃	可燃性素材と不燃素材混合物や、不燃性素材の産業廃棄物 または100%可燃性素材であるが40cm角未満にできない産業廃棄物
一廃生	流通段階から発生する売れ残り食品、飲食店等から発生する調理くずなどの事業系一般廃棄物
資源物(びん)	従業員等の個人消費から発生するびん
資源物(缶)	従業員等の個人消費から発生する缶
資源物(ペット)	従業員等の個人消費から発生するペットボトル
資源物(紙類)	ダンボール、紙パック、新聞・チラシ、雑誌・本、シュレッダー紙

## 事業系廃棄物分別早見表（令和6年12月更新）

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考
あ	アイスクリームストッカー		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可能かつフロン回収済に限る ※受入にはフロン引取証明書の提示が必須
	空き缶	個人消費でリサイクルできるもの	リサ		資源物(缶)	
	空き缶	個人消費でリサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	空き缶	事業発生でリサイクルできないもの	埋立	金属	産廃不燃	
	空きびん	個人消費でリサイクルできるもの	リサ		資源物(びん)	令和5年4月1日以降は受入れ可
	空きびん	個人消費でリサイクルできないもの	埋立		一廃不燃	
	空きびん	事業発生でリサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	空きびん	事業発生でリサイクルできないもの	埋立	ガラ	産廃不燃	
	アクリル板		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	麻袋	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	麻袋	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	アスファルト		不可			・民間の再生処理業者へ ・再生処理が不可能な場合に限りごみ処理場へ(産廃不燃)
	アスファルトルーフィング		埋立		産廃不燃	長辺2m以下に限る
	アスベスト		不可			民間の処理業者へ(特別管理産業廃棄物)
	厚紙	リサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	厚紙	建設業(工事)、パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	40cm角未満に限る。 長辺が40cm以上のものは40cm未満にして搬入する。
	厚紙	上記以外から発生したものでリサイクルできないもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る
	穴あけパンチ		埋立	金属	産廃不燃	
	油		不可			民間の処理業者へ
	油のしみ込んだ布、紙		不可			民間の処理業者へ
	網	プラスチック製	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	網戸	プラスチック部分	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	網戸	金属部分	埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	アルミサッシ		埋立	金属、ガラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	アルバム	紙製(金属部は産業廃棄物不燃)	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	アルバム	プラスチック製(金属部は産業廃棄物不燃)	焼却		産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	アルミホイール(車用品)		埋立	金属	産廃不燃	タイヤつきは民間の処理業者へ(受入不可)
	安全靴		埋立	ゴム、プラ、金属	産廃不燃	
	安全ピン		埋立	金属	産廃不燃	
	い	イオン交換樹脂		不可		
椅子(木製)		建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却	木	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
椅子(木・金属混合)		建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	木、金属	産廃不燃	
椅子(木製)		上記以外から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
椅子(木・金属混合)		上記以外から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	金属	産廃不燃	
椅子(木・金属混合)		上記以外から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却	木、プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
椅子(プラスチック製)		金属がすべて除去されているもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
椅子(金属製)			埋立	金属	産廃不燃	
板ガラス			埋立	ガラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
一斗缶			埋立	金属	産廃不燃	
衣類(化学繊維)			焼却	プラ	産廃可燃	金具類は全て外す
衣類(天然繊維)		繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	
衣類(天然繊維)		上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	金具類は全て外す
衣類乾燥機(業務用)			埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可のもので家電リサイクル法対象外であるものに限る ※事前に要相談
医薬品			不可			民間の処理業者へ

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考
	イヤホン		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	印鑑(木製)	木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品買貨業から発生したもの	焼却	木	産廃可燃	
	印鑑(木製)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	
	印鑑(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	
	印鑑(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	
	インク(液状)		不可			民間の処理業者へ
	インク(固形状)		焼却	プラ	産廃可燃	
	インクカートリッジ		焼却	プラ	産廃可燃	リサイクル不可のものに限る
	飲料パック	「紙パック」参照				
う	植木バサミ		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	植木鉢(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	植木鉢(金属製・陶磁器製)		埋立	金属、ガラ	産廃不燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	ウレタン(発泡含む)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
え	エアコン(家庭用)	業務で使用していたものを含む	不可			家電リサイクル法対象
	エアコン(業務用)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可かつフロン回収済に限る ※フロン引取証明書提示必要
	ALC	リサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	ALC	リサイクル不可なもの	埋立	がれき	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	HIDランプ		不可			民間の処理業者へ
	液晶テレビ		不可			民間の処理業者へ
	液晶モニター(PC用)		不可			民間の処理業者へ
	枝	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品買貨業から発生したもの	不可			・民間の業者で受入れできない場合のみ受入れ可 ・(民間の業者で受入れできない場合)1本直径が10cm未満かつ長さが40cm未満のものは焼却施設へ(産廃可燃) ・(民間の業者で受入れできない場合)1本の直径が10以上または長さが40cm以上のものはごみ処理場へ(産廃不燃)
	枝	上記以外から発生したもの	不可			・民間の業者で受入れできない場合のみ受入れ可 ・(民間の業者で受入れできない場合)1本直径が10cm未満かつ長さが40cm未満のものは焼却施設へ(一廃可燃) ・(民間の業者で受入れできない場合)1本の直径が10以上または長さが40cm以上のものはごみ処理場へ(一廃不燃)
	エプロン(紙製)	パルプ100%のもの	焼却			一廃可燃
	エプロン(化学繊維など)	パルプ100%以外のもの、防水加工のしてあるものなど	焼却			産廃可燃
	LED		不可			民間の処理業者へ
	塩化カルシウム		埋立			産廃不燃
	延長コード		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	鉛筆		焼却			一廃可燃
	塩ビ管		埋立	プラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
お	オートバイ		不可			民間の処理業者へ
	オイル(食用・機械用)		不可			民間の処理業者へ
	オイル缶		埋立	金属	産廃不燃	中身が空のものに限る
	オイルパック(使用済)		不可			民間の処理業者へ
	オイルパック(使用済)	グリストラップで使用したもの	不可			民間の処理業者へ
	OA用紙	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上のものは40cm未満にして搬入する。
	OA用紙	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	OA用紙	上記以外から発生したもの	焼却			40cm角未満に限る。長辺が40cm以上のものは40cm未満にして搬入する。
	OSB合板	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品買貨業から発生したもの	焼却	木	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	OSB合板	上記以外から発生したもの	焼却			40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	おがくず		不可			民間の処理業者へ
	おしぼり(紙製)	パルプ100%のもの	焼却			一廃可燃
	おしぼり(化学繊維など)	パルプ100%以外のもの	焼却			産廃可燃
	落ち葉		焼却			一廃可燃
	汚泥		埋立	泥	※	※事前協議を要する

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考
か	ガーゼ	感染の恐れがあるもの	不可			特別管理産業廃棄物処理業者へ
	ガーゼ	感染の恐れがないもの	焼却		一廃可燃	
	カーテン(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	カーテン(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	カーテン(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	カーテンレール(金属製)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	カーテンレール(プラ製)	金属が全て除去されているもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	カーテンレール(プラ製)	金属が含まれるもの	埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	カーバッテリー		不可			民間の処理業者へ
	カートン		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	カード(紙製)	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	
	カード(紙製)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	
	カード(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	
	カーペット(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	カーペット(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	カーペット(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	カーボン紙	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上のものは40cm未満にして搬入する。
	カーボン紙	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上のものは40cm未満にして搬入する。
	貝殻	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から発生したもの	不可			民間の処理業者へ
	貝殻	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	1袋の量を超える場合はごみ処理場(一廃不燃)へ(1袋=60L)
	化学薬品		不可			民間の処理業者へ
	鏡		埋立	ガラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	傘		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	傘	金属を取り除いたもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。
	ガスボンベ(LP)		不可			民間の処理業者へ
	仮設トイレ		埋立	プラ、ガラ、金属	産廃不燃	・長辺を2m未満にする ・汚物は取り除く
	カセットコンロ		埋立	金属	産廃不燃	電池・バッテリーは取り外す(受入不可)
	カセットボンベ		埋立	金属	産廃不燃	中身を使い切り、穴あけしたものに限り
	ガソリン		不可			・民間の処理業者へ ・ガソリンを拭いた布、紙も民間の処理業者へ
	カタログ	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	カタログ	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	製品見本(ガラ)は外す
	カタログ	上記以外から発生したものでリサイクルできるもの	リサ		資源物(紙類)	製品見本(ガラ)は外す
	カタログ	上記以外から発生したものでリサイクルできないもの	焼却		一廃可燃	製品見本(ガラ)は外す
	ガチャ玉		埋立	金属	産廃不燃	
	活性炭		埋立	燃	産廃不燃	※事前協議を要する
	合羽		焼却	プラ	産廃可燃	
	カップ麺の外装・容器	個人消費のもの	焼却		一廃可燃	
	カップ麺の外装・容器	事業発生したもの	焼却	プラ	産廃可燃	
	かつら・ウィッグ(人工)		焼却	プラ	産廃可燃	
	かつら・ウィッグ(人毛)		焼却		一廃可燃	
	かなづち		埋立	金属	産廃不燃	
	加熱剤	水で薬剤を反応させ過熱するもの	埋立	金属、ガラ、プラ	産廃不燃	・加熱済みのものに限る ・未使用のものは民間の処理施設へ
かばん(金属製)		埋立	金属	産廃不燃		
かばん(天然皮革製)	繊維工業から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
かばん(天然皮革製)	繊維工業から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	繊維、金属	産廃不燃		
かばん(天然皮革製)	上記以外から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ	
かばん(天然皮革製)	上記以外から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	金属	産廃不燃		
かばん(化繊製)	金属が全て除去されているもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考
	かばん(化繊製)	金属が含まれるもの	埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	花瓶(ガラス・陶磁器製)		埋立	ガラ	産廃不燃	
	壁紙(紙製)	建設業(工事)・パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	壁紙(紙製)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	壁紙(ビニール製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	紙おむつ		焼却		一廃可燃	汚物は取り除く
	髪の毛		焼却		一廃可燃	
	紙パック	個人消費でリサイクルできるもの	リサ		資源物(紙類)	・プラスチック部分があるものは取り除く ・内側アルミ加工のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	紙パック	個人消費でリサイクルできないもの	焼却		一廃可燃	
	紙パック	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできるもの	不可			民間の処理施設へ
	紙パック	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	
	紙パック	上記以外の事業から発生したものでリサイクルできるもの	リサ		資源物(紙類)	・プラスチック部分があるものは取り除く ・内側アルミ加工のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	紙パック	上記以外の事業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	一廃可燃	
	紙パック	内側アルミ加工のもの	埋立		産廃不燃	
	紙袋	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	紙袋	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	紙袋	内側アルミ加工のもの	埋立		産廃不燃	
	ガムテープ(紙製)	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	
	ガムテープ(紙製)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	
	ガムテープ(布製)		焼却	プラ	産廃可燃	
	カメラ		埋立	プラ、金属	産廃不燃	電池・バッテリーは取り外す(受入不可)
	ガラス製品		埋立	ガラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	カルキ		埋立	泥	※	※事前協議を要する
	瓦		埋立	ガラ	産廃不燃	
	缶	「空き缶」参照				
	換気扇		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	緩衝材(紙製)	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	
	緩衝材(紙製)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	
	緩衝材(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	
	乾燥剤		焼却	プラ	産廃可燃	
	乾電池		不可			民間の処理業者へ
き	木	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物産貸業から発生したもの	不可			・民間の業者で受入れできない場合のみ受入れ可 ・(民間の業者で受入れできない場合)1本直径が10cm未満かつ長さが40cm未満のものは焼却施設へ(産廃可燃) ・(民間の業者で受入れできない場合)1本の直径が10以上または長さが40cm以上のものはごみ処理場へ(産廃不燃)
	木	上記以外から発生したもの	不可			・民間の業者で受入れできない場合のみ受入れ可 ・(民間の業者で受入れできない場合)1本直径が10cm未満かつ長さが40cm未満のものは焼却施設へ(一廃可燃) ・(民間の業者で受入れできない場合)1本の直径が10以上または長さが40cm以上のものはごみ処理場へ(一廃不燃)
	木(抜根・伐根)		不可			民間の処理業者へ
	脚立		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	キャビネット		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	給湯器		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	金庫		埋立	金属	産廃不燃	
	金属塊		埋立	金属	産廃不燃	袋等には入れずバラで搬入すること

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考
く	空気清浄機		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可かつフロン回収済に限る ※フロン引取証明書の提示必要
	クーラー(家庭用)	業務で使用していたものを含む	不可			民間の処理業者へ
	クーラー(業務用)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可かつフロン回収済に限る ※フロン引取証明書の提示必要
	クーラーボックス	金属を取り除いたもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	釘		埋立	金属	産廃不燃	
	草		不可			・民間の業者で受入れできない場合のみ受入れ可(一廃可燃) ・大量に運ぶ場合は可能な限り乾燥させる
	鎖(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	鎖(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	ガラス		埋立	ガラ	産廃不燃	
	グラスウール		埋立	ガラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	クリアファイル		焼却	プラ	産廃可燃	
	グリストラップ		不可			民間の処理業者へ
	グレーチング		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	軍手		焼却	プラ、繊維	産廃可燃	
け	蛍光灯(蛍光管)	LED含む	不可			民間の処理業者へ
	蛍光灯安定器(PCB)		不可			民間の処理業者へ(特別管理産業廃棄物)
	蛍光灯ランプ		不可			民間の処理業者へ
	結束バンド		焼却	プラ	産廃可燃	
	携帯電話		不可			民間の処理業者へ
	軽油		不可			・民間の処理業者へ ・軽油を拭いた布・紙も民間の処理業者へ
	消しゴム		焼却	プラ	産廃可燃	
	ケーブル		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	血圧計(水銀使用)		不可			民間の処理業者へ
	血圧計(電子式)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	電池・バッテリーは取り外す(受入不可)
	研磨石(砥石)		埋立	がれき	産廃不燃	
こ	工具箱(プラスチック製)	金属を取り除いたもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	工具箱(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	
	工具類		埋立	金属、ガラ	産廃不燃	
	工具類(電動)		埋立	金属、ガラ	産廃不燃	電池・バッテリーは取り外す(受入不可)
	広告チラシ	「コピー用紙」参照				
	合成ゴム		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	コーキング剤(液状)		不可			民間の処理業者へ
	コーキング剤(固形)		焼却	プラ	産廃可燃	
	鋳さい		不可			
	コード	線を取り除いた被覆	焼却	プラ、繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	コード		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	コードリール		埋立	金属	産廃不燃	
	黒板		埋立	プラ、金属、ガラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	コップ(紙製)	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙、プラ	産廃可燃	
	コップ(紙製)	上記以外から発生したもの	焼却	紙	一廃可燃	
	コップ(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	
	コップ(金属製・ガラス製・陶磁器製)		埋立	金属、ガラ	産廃不燃	
	コピー機		埋立	プラ、金属、ガラ	産廃不燃	・メーカー回収不可のものに限る ・トナー飛散防止の措置をすること
	コピー用紙	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	コピー用紙	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	
	コピー用紙	上記以外の事業から発生したものでリサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	コピー用紙	上記以外の事業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却		一廃可燃	
ゴムくず	天然ゴムくず	不可			民間の処理業者へ	
ゴムチューブ	合成ゴムのもの	埋立		産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考
	ゴム手袋・ゴム長靴(合成ゴム製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	ゴムホース	合成ゴムのもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	コンクリートブロック		不可			・民間の再生処理業者へ ・再生処理が不可能な場合に限りごみ処理場へ(産廃不燃)
	コンセント		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	コンセントカバー	金属を含むもの	埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	コンセントカバー	金属を含まないもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	コンデンサ(PCB使用)		不可			民間の処理業者へ(特別管理産業廃棄物)
さ	サイディング(窯業系)		埋立	ガラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	サイディング(金属)		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	サインペン		焼却	プラ	産廃可燃	
	作業着		焼却	プラ	産廃可燃	金属部分は取り除く
	殺菌灯用ランプ		不可			民間の処理業者へ
	雑誌	「カタログ」参照				
	皿(紙製)	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	
	皿(紙製)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	
	皿(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	
	皿(金属製・ガラス製・陶磁器製)		埋立	金属、ガラ	産廃不燃	
	ざる(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	
	ざる(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	
	三脚		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	し	シーツ(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃
シーツ(天然繊維)		建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
シーツ(天然繊維)		上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
漆喰			埋立	ガラ	産廃不燃	
自転車			埋立	金属	産廃不燃	バッテリーのあるものは取り外す
自動車			不可			民間の処理業者へ
シャウカステン			埋立	プラ、金属、ガラ	産廃不燃	・蛍光管(受入れ不可)は外すこと ・長辺が2m未満のものに限る
写真		パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	
写真		上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	
写真のネガ			焼却	プラ	産廃可燃	
ジャッキ			埋立	金属	産廃不燃	
充電器			埋立	プラ、金属	産廃不燃	
充電式電池			不可			民間の処理業者へ
朱肉			埋立	プラ	産廃不燃	
じゅうたん(化学繊維)			焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
じゅうたん(天然繊維)		建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
じゅうたん(天然繊維)		上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
重油			不可			・民間の処理業者へ ・重油を拭いた布、紙も民間の処理業者へ
樹木		「木」参照				
シュレッダーくず		パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
シュレッダーくず		パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	
シュレッダーくず		上記以外から発生したもの	リサ		資源物(紙類)	
消火器			不可			民間の処理業者へ
照明器具			埋立	プラ、金属	産廃不燃	・蛍光管・LED(受入れ不可)は外すこと ・PCBが入っているものは民間の処理業者へ(受入れ不可)
食器(紙製)		パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	
食器(紙製)		上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	
食器(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃		

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考
	食器(金属製・ガラス製・陶磁器製)		埋立	金属、ガラ	産廃不燃	
	食品トレー・容器ブラ	個人消費のもの	焼却		一廃可燃	
	食品トレー・容器ブラ	事業発生したもの	焼却	プラ	産廃可燃	
	シリカゲル		焼却	プラ	産廃可燃	・粒状にばらばらになっているものは袋にいれる ・1袋の量を超える場合は民間の処理業者へ(受入れ不可)(1袋=60L)
	新聞紙	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	新聞紙	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	
	新聞紙	上記以外から発生したものでリサイクルできるもの	リサ		資源物(紙類)	
	新聞紙	上記以外から発生したものでリサイクルできないもの	焼却		一廃可燃	
す	水銀灯		不可			民間の処理業者へ
	水銀灯安定期(PCB使用)		不可			民間の処理業者へ(特別管理産業廃棄物)
	水槽		埋立	ガラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	スーツケース		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	スキャナー		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可のものに限る。 ※事前に要相談
	すきとり物(ボサ)					区域外搬出を行うため、市に相談すること
	スコップ		埋立	金属	産廃不燃	
	スタイロフォーム		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	スチールデスク		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	ストーブ		埋立	プラ、金属	産廃不燃	灯油(受入不可)は空にすること
	砂		不可			・民間の処理業者へ ・廃棄物ではない
	スパナ		埋立	金属	産廃不燃	
	スプレー缶		埋立	金属	産廃不燃	中身を使い切り、穴あけしたのものに限る
	スポットクーラー		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可かつフロン回収済に限る ※フロン引取証明書の提示必要
	スラグ		不可			民間の処理業者へ
	スレート(コンクリート製)		不可			民間の処理業者へ
	スレート(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	生花		焼却		一廃可燃	
せ	生理用品		焼却		一廃可燃	
	石膏		埋立	ガラ	産廃不燃	
	石膏ボード	硬質、強化タイプ含む	不可			民間の処理業者へ
	洗濯機(家庭用)	業務で使用していたものを含む	不可			民間の処理業者へ
	洗濯機(業務用)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可のもので家電リサイクル法対象外であるものに限る ※事前に要相談
そ	ソーラーパネル		不可			民間の処理業者へ
	ソファー	金属が全て除去されているもの	焼却	木、プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	ソファー	金属が含まれるもの	埋立	木、プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
た	タイヤ(自動車)	自動車のタイヤ	不可			民間の処理業者へ
	タイヤ(自転車)	合成ゴムのものに限る	埋立	プラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	タイル		埋立	ガラ	産廃不燃	
	台車		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	ダスター(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	
	ダスター(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	
	ダスター(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	
	畳	建設業(工事、解体)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維、プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	畳	上記以外から発生したものでプラスチックを含まないもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	畳	上記以外から発生したものでプラスチックを含むもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	タンス	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却	木	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	タンス	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	木、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考	
	タンス	上記以外から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ	
	タンス	上記以外から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
	ダンボール(輾引き)		焼却	ブラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	ダンボール	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできるもの	不可				
	ダンボール	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	ダンボール	上記以外から発生したものでリサイクルできるもの	リサ		資源物(紙類)		
	ダンボール	上記以外から発生したものでリサイクルできないもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ	
ち	注射器・注射針		不可			民間の処理業者へ(特別管理産業廃棄物)	
	チョーク		埋立	ガレキ・陶磁器・コンクリートくず	産廃不燃		
	チューブ		不可			民間の処理業者へ	
つ	机(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
	机(木製)	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却	木	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	机(木製)	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	木、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
	机(木製)	上記以外から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ	
	机(木製)	上記以外から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
	土		不可			・民間の処理業者へ ・廃棄物ではない	
	テープ	テープ裏紙類含む	焼却	ブラ	産廃可燃		
て	鉄筋、鉄パイプ、鉄板		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
	手袋(ビニール製、ポリエチレン製)		焼却	ブラ	産廃可燃		
	テレビ(家庭用)	業務で使用していたものを含む	不可			民間の処理業者へ	
	テレビ(業務用)		埋立	ブラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可のもので家電リサイクル法対象外であるものに限る ※事前に要相談	
	テレビアンテナ		埋立	ブラ、金属	産廃不燃		
	電化製品		埋立	ブラ、金属	産廃不燃	・メーカー回収不可のもので家電リサイクル法対象のもの ※事前に要相談 ・電池・バッテリーは取り外す(受入不可) ・フロンを含有するものはメーカー回収不可能かつフロン回収済に限る※受入にはフロン引取証明書 の提示が必須	
	電球(白熱)		埋立	ガラ	産廃不燃		
	電球(蛍光管・LED)		不可			民間の処理業者へ	
	電池(乾電池・充電電池)		不可			民間の処理業者へ	
	電卓		埋立	ブラ、金属	産廃不燃	電池・バッテリーは取り外す(受入不可)	
	電話機		埋立	ブラ、金属	産廃不燃	電池・バッテリーは取り外す(受入不可)	
	と	動物の毛		焼却		一廃可燃	
		動物の死体	畜産農業から発生したもの	不可			民間の処理業者へ
動物の死体		上記以外から発生したもの				区域外搬出を行うため、市に相談すること	
とうもろこしの芯			生		一廃生	60L袋2袋以上の場合は市の担当窓口へご相談ください	
灯油			不可			・民間の処理業者へ ・灯油を拭いた布、紙も民間の処理業者へ	
トタン(プラスチック製)			焼却	ブラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
トタン(金属製)			埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
ドラム缶			埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
ドラムリール		金属を含まないもの、塩ビ製以外に限る	可燃	ブラ	産廃不燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
塗料(液状)			不可			民間の処理業者へ	
塗料かす(固形状)			焼却	ブラ	産廃可燃		
土のう袋			焼却	ブラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
な		ナイフ		埋立	金属	産廃不燃	
		苗木用ポット		焼却	ブラ	産廃可燃	
		苗木用トレイ		焼却	ブラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	ナット		埋立	金属	産廃不燃		
	鍋		埋立	金属	産廃不燃		

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考	
	生ごみ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から発生したもの	不可			民間の処理業者へ	
	生ごみ	上記以外から発生したもの	生		一廃生		
	鉛		不可			民間の処理業者へ	
	波板(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	波板(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
<b>に</b>	庭木	「木」参照					
<b>ぬ</b>	布(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	布(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	布(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ	
<b>ね</b>	値札シールロール		焼却	プラ	産廃可燃	単品で2m未満、梱包品は40cm角未満でほどけないようにしてあるものに限る。単品で2m以上、梱包品は40cm角以上のものはごみ処理場へ(産廃不燃)	
<b>の</b>	農業機械(エンジン付きのもの)		不可			民間の処理業者へ	
	農業機械(エンジンがないもの)		埋立	金属	産廃不燃	電池・バッテリーは取り外す(受入不可)	
	農薬		不可			民間の処理業者へ	
	農ビ・農ポリ		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
<b>は</b>	葉		焼却		一廃可燃	大量に運ぶ場合はできるだけ乾燥させる	
	パール		埋立	金属	産廃不燃	袋等には入れずバラで搬入すること	
	灰		埋立	燃	産廃不燃	ダイオキシン類が1gにつき3ng以下のものに限る(2Pの※3を参照、測定結果の提示が必要)	
	ばいじん		不可			民間の処理業者へ	
	パイプ椅子		埋立	金属	産廃不燃		
	パイプ(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
	パイプ(プラスチック製)	塩ビ含有物ではないもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	廃アルカリ		不可			民間の処理業者へ	
	廃酸		不可			民間の処理業者へ	
	廃油		不可			民間の処理業者へ	
	バケツ(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	バケツ(金属製)		埋立	金属	産廃不燃		
	パソコン		不可			民間の処理業者へ	
	鉢(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	鉢(金属製・ガラス製・陶磁器製)		埋立	金属、ガラ	産廃不燃		
	花		焼却		一廃可燃	大量に運ぶ場合はできるだけ乾燥させる	
	花火	使用済みのもの	焼却		一廃可燃	使用済みのものに限る。	
	花火	未使用品	埋立		一廃不燃	水に浸すこと。	
	抜根・伐根		不可			民間の処理業者へ	
	バッテリー		不可			民間の処理業者へ	
	発泡ウレタン		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	発砲スチロール		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	パレット(プラスチック)	貨物の流通のために使用していたパレット	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	パレット(木製)	貨物の流通のために使用していたパレット	焼却	木	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	<b>ひ</b>	ピアノ		埋立	金属、プラ	産廃不燃	
		PPバンド		焼却	プラ	産廃可燃	単品で2m以内、梱包品は40cm角以内でほどけないようにしてあるものに限る、それ以外はごみ処理場へ
		ビニールクロス		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
非常用トイレ		水分を含まず、固形化されているもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
ヒ素(砒素)			不可			民間の処理業者へ	
肥料袋			焼却	プラ	産廃可燃	・中身(肥料)は民間の処理業者へ(受入れ不可) ・40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
びん		「空きびん」参照					
<b>ふ</b>	Vベルト	合成ゴムのもの、金属を含まないものに限る	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)、金属を含むものはごみ処理場へ	
	ふとん(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考	
	ふとん(天然繊維)	繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	ふとん(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ	
	プラスチック製容器包装	個人消費のもの	焼却		一廃可燃		
	プラスチック製容器包装	事業発生のもの	焼却	プラ	産廃可燃		
	プラスチック製容器包装	内側アルミ加工のもの	埋立		産廃不燃		
	プリンター		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可のものに限る。トナー飛散措置が必要。※事前に要相談	
	ブルーシート		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	ブロック		不可			民間の処理業者へ	
	粉体		焼却		産廃可燃	・1袋の量を超える場合は民間の処理業者へ(受入れ不可)(1袋=60L)	
	へ	ヘルメット	FRP製のもの	埋立	プラ	産廃不燃	
ヘルメット		上記以外のプラスチック製	焼却	プラ	産廃可燃	金属部分は取り除く	
ペットボトル		個人消費でリサイクルできるもの	リサ		資源物(ペット)	令和5年4月1日以降は受入れ可	
ペットボトル		個人消費でリサイクルできないもの	焼却		一廃可燃		
ペットボトル		事業発生でリサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ	
ペットボトル		事業発生でリサイクルできないもの	焼却	プラ	産廃可燃		
ペット用シート			焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
ペーパータオル		パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
ペーパータオル		上記以外から発生したものでパルプ100%のもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ	
ペーパータオル		上記以外から発生したものでパルプ100%以外のもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
ベルト(コンベア)		合成ゴムのもの、金属を含まないものに限る	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)、金属を含むものはごみ処理場へ	
ペンキ(液状)			不可			民間の処理業者へ	
ペンキ(固形状)			焼却	プラ	産廃可燃		
弁当容器		個人消費のもの	焼却		一廃可燃		
弁当容器		事業発生のもの	焼却	プラ	産廃可燃		
ほ		防水(ルーフィング)シート(屋根・外壁用)	「ルーフィング」参照	焼却	プラ	産廃可燃	
		ホース		焼却	プラ	産廃可燃	長さ2m未満に限る 2m以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	ポータブルトイレ		焼却	プラ	産廃可燃	汚物は取り除く	
	骨	15cm未満	生		一廃生	大きさが15cm以上のものは一廃可燃 焼却施設へ 牛・豚の骨は15cm未満であっても大量の場合は市の担当窓口へ相談	
	ボルト		埋立	金属	産廃不燃		
	ホワイトボード		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
	ま	枕木		不可			民間の処理業者へ
マスク			焼却	プラ	産廃可燃		
マッチ		未使用	埋立		一廃不燃	未使用のものは水に浸すこと	
マッチ		使用済み	焼却		一廃可燃		
マットレス		金属が全て除去されているもの	焼却	木、プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
マットレス		金属が含まれるもの	埋立	木、プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
む	無線機		埋立	プラ、金属	産廃不燃	電池・バッテリーは取り外す(受入不可)	
め	メガホン(拡声器)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	電池・バッテリーは取り外す(受入不可)	
も	毛布(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	毛布(天然繊維)	建設業、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	毛布(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ	
	モールディング		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	木毛板	リサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ	
	木毛板	リサイクル不可なもの	埋立	ガラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
	もち	15cm未満	生		一廃生	大きさが15cm以上の場合は一廃可燃 焼却施設へ 大量の場合は市の担当窓口へ相談	
	モニター		不可			民間の処理業者へ	
	モバイルバッテリー		不可			民間の処理業者へ	

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考
	モルタル		不可			民間の処理業者へ
や	薬品類		不可			民間の処理業者へ
よ	浴槽		埋立	プラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
ら	ライター		埋立	プラ、金属	産廃不燃	使い切ったものに限る
り	リチウムイオン電池		不可			民間の処理業者へ
る	ルーフィングシート	塩ビ含有	埋立		産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	ルーフィングシート	アスファルト	不可			
	ルーフィングシート	上記以外	焼却		産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
れ	冷蔵庫(家庭用)	業務で使用していたものを含む	不可			民間の処理業者へ
	冷蔵庫(業務用)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可能かつフロン回収済に限る ※受入にはフロン引取証明書の提示が必須
	冷凍庫(家庭用)	業務で使用していたものを含む	不可			民間の処理業者へ
	冷凍庫(業務用)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可能かつフロン回収済に限る ※受入にはフロン引取証明書の提示が必須
	レジスター		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	レンガ		不可			民間の処理業者へ
ろ	ローソク		不可			民間の処理業者へ
	ロープ(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	単品で2m未満、梱包品は40cm角未満でほどけないようにしてあるものに限る。単品で2m以上、梱包品は40cm角以上のものはごみ処理場へ(産廃不燃)
	ロープ(天然繊維)	繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	単品で2m未満、梱包品は40cm角未満でほどけないようにしてあるものに限る。単品で2m以上、梱包品は40cm角以上のものはごみ処理場へ(産廃不燃)
	ロープ(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	単品で2m未満、梱包品は40cm角未満でほどけないようにしてあるものに限る。単品で2m以上、梱包品は40cm角以上のものはごみ処理場へ(一廃不燃)
	ロープ(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	ロッカー		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	ロックウール		埋立	ガラ	産廃不燃	アスベスト(受入不可)が混入していない場合に限る
わ	ワイヤー		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る